

法第34条第12号に関する申請の添付書類一覧

※市街化調整区域における計画の場合に必要です。

三郷市開発指導課
(平成27年8月12日)

各号	内容	審査項目	添付書類（参考一例）
第3条 第4号	公共移転	既存の建築物は自己の所有する建築物であること	○ 既存建築物の登記簿謄本
		既存の建築物の敷地が収用事業（土地収用法第3条）にかかると	○ 事業者が発行した収用等を証明する書類
		予定建築物の用途は、既存の建築物と同一であること	○ 既存の建築物にかかる建築確認通知書等
第3条 第7号	市街化調整区域に居住する者のための集会所	自治会等が存在すること	○ 自治会等規約
		自治会等は、市街化調整区域に居住している者で構成されていること	
		自治会等が地域的な共同活動を行うために集会所を必要としていること	○ 集会所建築にかかる自治会等の会議録
第3条 第8号	既存の建築物の敷地拡張	既存建築物は、自己用のものであること	○ 既存建築物の登記簿謄本 ○ 既存の建築物にかかる建築確認通知書
		開発区域は、既存の建築物の敷地をすべて含むこと	
		予定建築物の用途は、既存と同一であること	
第6条 第2号	1ヘクタール未満の墓地又は運動、レジャー施設の管理に必要な建築物	申請者は、墓地等を設置・管理しているもの（設置・管理予定者を含む）であること	○ 墓地埋設法の許可書（既存） ○ 墓地埋設法の許可申請書の写し（新規） ○ 法人登記簿謄本
		管理施設を建築する敷地は、墓地等の区域内であること	
第6条 第3号	既存の建築物の用途の変更等	既存の建築物は、建築後20年又は10年を経過していること	○ 既存建築物の登記簿謄本 ○ 理由書（登記されていない場合等）
		既存の建築物の敷地と同一の敷地において行われること	○ 既存建築物にかかる建築確認通知書
		建築後20年未満の建築物の現在の所有者が破産その他の事由を有すること	○ 破産宣告書の写し ○ 転勤証明書 ○ 所得証明書 ○ 理由書（証明書が出ない場合等）

《備考》

- ※ 開発行為許可申請の添付書類に、該当する内容の図書等を一緒に添付してください。
- ※ 上記の図書は一例であり、審査上、上記以外の図書を求めることがあります。

法第34条第12号に関する申請の添付書類一覧

※市街化調整区域における計画の場合に必要です。 三郷市開発指導課
(平成27年6月8日)

各号	内容	審査項目	添付書類(参考一例)
第3条 第2号 ア	区域区分日前 所有地におけ る自己用住宅	新たに自己用住宅を建築する必要があること	○理由書 ○住民票 ○借家契約書 ○転勤証明書
		開発区域は、区域区分日時に申請者又はその親族が 所有していた土地であること	○土地登記簿謄本
		開発区域は、現在申請者又はその親族が所有している土地であること	
		親族は現在において6親等以内の血族又は3親等以内 の姻族であること	○戸籍謄本 ○住民票(世帯全員のもの)
第3条 第2号 イ	市街化調整区 域に長期居住 する者の親族 のための自己 用住宅	新たに自己用住宅を建築する必要があること	○理由書 ○住民票 ○借家契約書 ○転勤証明書
		20年前の日に親族が三郷市又は隣接市の市街化調整 区域に居住していたこと	○親族の住民票 ○親族の戸籍の附票 ○親族の戸籍謄本
		現在、親族が三郷市又は隣接市の市街化調整区域に 居住していること	○親族の住民票
		開発区域は、現在申請者又はその親族が所有している土地であること	○土地登記簿謄本
		親族は現在において6親等以内の血族又は3親等以内 の姻族であること	○戸籍謄本 ○住民票(世帯全員のもの)
第3条 第2号 ウ	市街化調整区 域に区域区分 日前から居住 する者の親族 のための自己 用住宅	新たに自己用住宅を建築する必要があること	○理由書 ○住民票 ○借家契約書 ○転勤証明書
		線引き時に親族が三郷市又は隣接市の市街化調整区域 に居住していたこと	○親族の住民票 ○親族の戸籍の附票 ○親族の戸籍謄本
		現在、親族が三郷市又は隣接市の市街化調整区域に 居住していること	○親族の住民票
		開発区域は、区域区分時に申請者又はその親族が所有 している土地であること	○土地登記簿謄本
		開発区域は、現在申請者又はその親族が所有している土地であること	
		親族は現在において6親等以内の血族又は3親等以内 の姻族であること	○戸籍謄本 ○住民票(世帯全員のもの)
第3条 第3号	市街化調整区域に 長期居住する者の 自己業務用建築物	申請者は、20年以上前から現在の住所に居住していること	○申請者の住民票
		開発区域は、居住地から概ね50メートル以内であること	
		予定建築物の用途は、自己業務用の工場(延べ床面積が10 0㎡以内で作業場の床面積の合計が50㎡以内)又は自己業 務用の事務所(述べ床面積が100㎡以内)であること	○法人登記簿謄本 ○立面図、平面図

《備考》

- ※ 開発行為許可申請の添付書類に、該当する内容の図書等を一緒に添付してください。
- ※ 上記の図書は一例であり、審査上、上記以外の図書を求めることがあります。